

## 75歳に到達した月のみの自己負担限度額の特例について

(平成21年1月1日から)

これまで、75歳の誕生日をむかえられた方は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」の2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の限度額まで医療費をお支払いいただくことができました。

今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されます。

ただし、毎月1日生まれの方は誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。

### 【75歳到達月のみの特例】

負担割合	負 担 区 分	健保組合と長寿医療制度にそれぞれ支払う 自己負担限度額(1ヶ月当たりの限度額)		
		外来(個人)	外来 + 入院 (個人合算)	外来 + 入院 (世帯合算)
3割負担	現役並み所得者 標準報酬月額が28万円以上の長寿医療制度対象の方	22,200円	40,050円 + 1% (注1) (22,200円) (注3)	80,100円 + 1% (注2) (44,400円) (注3)
1割負担	一 般 現役並み所得者、低所得者Ⅱ及び低所得者Ⅰ以外の方	6,000円	22,200円	44,400円
	低所得者Ⅱ 市(区)町村税非課税者である被保険者又はその被扶養者	4,000円	12,300円	24,600円
	低所得者Ⅰ 低所得者Ⅱの方のうち被保険者及び被扶養者の所得が0円の方		7,500円	15,000円

注1 「+1%」は医療費が133,500円を超えた場合、超過額の1%を加算。

注2 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。

注3 ( )内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給から該当)の場合。